

下館中学校いじめ防止基本方針

筑西市立下館中学校

1 目 的

児童（生徒）の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

- (1) いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- (2) 授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける、活躍できる場をつくる。
- (3) 日頃の学級経営の中で、生徒の自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育てていく。
- (4) 「君を守り隊」（生徒会）によるいじめ撲滅運動の実施
- (5) 朝のボランティア活動の強化及び清掃活動での「自問清掃」の実施。

5 早期発見のための取組

- (1) 定期的なアンケート調査（月1回、各学級）・
- (2) チェックリストの活用（学期1回 5月・10月・2月、各学級）
- (3) いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回 5月・10月・2月）
- (4) 相談体制の整備
 - 定期相談〔教育相談（6月）、個別面談（11月）〕
 - 希望個別面談（適宜）
- (5) 気になる生徒の保護者への連絡と情報交換（生徒の家庭での様子等）

6 関係諸機関との連携

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・主任児童員
市要保護生徒対策地域協議会	筑西児童相談所	筑西警察署生活安全課
保護者	P T A本部役員	教育後援会

上記関係機関との適切な連携を図るために、平素から、学校と関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

(1) いじめ防止等対策委員会

- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
- ② 本委員会は、学期1回（4月、9月、1月）定期的を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 本協議会の構成員は、下記の通りである。
学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭）、P T A会長、学校評議員、主任児童員で構成する。
- ② 本協議会は、年間1回定期的を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害生徒、被害生徒への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害生徒、被害生徒の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた生徒の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害生徒への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 - ・保護者に対するフィルタリングの啓発
 - ・生徒及び保護者向けのケータイ・スマホ（インターネット・SNS等）に係る集会やフォーラムの実施

9 重大事態への対処

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（自殺の企図、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症等）・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握すること。） |
|--|

(1) 重大事態の調査と報告

- ① いじめを背景とした重大事態については、学校は以下のことを詳細かつ速やかに調査し、「いじめ重大事態報告書」にて教育委員会に報告する。

- | | | |
|--------------|-------------|---------|
| ・いじめが行われた期間 | ・加害者と被害者の氏名 | ・いじめの態様 |
| ・いじめを生んだ背景事情 | ・児童生徒の人間関係 | |
| ・学校や教職員の対応等 | | |

- ② 報告後，教育委員会からの指導を受け，適切に対処する。
- (2) 学校主体の調査について
- ① 重大事態の調査組織を設置する。
- 管理職を中心に組織するが，本校の校長であったOBにメンバーとなってもらい，第三者の参加により調査の公平性・中立性を確保する。
- ② 調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- 経過報告を含め，適時・適切な方法で提供する。
 - 関係者の個人情報には十分留意する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ，必要な措置をとる。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・ いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために，基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。